

令和5年度茶北町住民税非課税世帯に対する 物価高騰対策支援給付金（7万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

令和5年12月1日に茶北町に住民票があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割（令和4年1月～12月分の収入を基に算定）が非課税である世帯。ただし、住民税均等割が課税されている人の扶養親族等のみで構成される世帯は支給の**対象外**となります。

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**

給付金の支給時期

同封の書類を返送してから
約3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

茶北町役場から
確認書が届きます（**要返送**）

※一部申請が必要な場合があります

令和5年12月1日時点で住民登録のある
世帯主の方へ茶北町役場から確認書が送付
されます。

詳しくは裏面へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、苓北町役場から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。
- 中身を確認して、苓北町役場福祉保健課に**返信してください**。
(提出期限：令和6年3月29日(金) ※当日消印有効)

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②**住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯ではないこと**
(住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。)

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
(申請期限：令和6年3月29日(金) ※当日消印有効)
- **申請書**に必要事項を記入して、添付書類と一緒に苓北町役場福祉保健課に、直接または同封の返信封筒にて郵送でご提出ください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

苓北町役場 福祉保健課

「苓北町住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金」担当

電話番号 0969-35-1263

受付時間 平日8:30~17:15 (土・日・祝日を除く。)